

令和7年度住まいの省エネ促進事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、住まいの省エネ促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 国補助金

（削除）

第3 補助対象者の要件

1 要綱第5条第2項に定める要件は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること
- (2) 申請時において、全ての県税に未納がないこと

第4 補助対象事業の要件

1 要綱第6条第2項に定める要件は、次の各号に全て適合するものとする。

- (1) 過去に省エネ補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 石川県が認定するゼロエネ住宅アドバイザー（認定される見込みの者も含む）又はエコ住宅アドバイザーの監修のもとで行っていること。
- (3) 検査済証の交付日が令和7年4月1日以降であること。

第5 補助金の額

（削除）

第6 申請方法等

1 要綱第8条第1項に定める期限は、検査済証の交付後30日以内若しくは令和8年3月31日のいずれか早い日とする。

ただし、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事と協議し、その指示に従うものとする。

なお、提出先は以下の通りとする。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

2 要綱第8条第1項に定める必要書類は、以下のとおりとする。

① 補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）
② 個人の場合：住民票の写し 法人の場合：商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の写し
③ 注文住宅の新築・改修工事の場合：工事請負契約書の写し 新築建売住宅の購入の場合：売買契約書の写し

④ BELS 評価書 ※長期優良住宅の場合は、添付を要しない。 代わりに、長期優良住宅認定通知書を添付すること。
⑤ 検査済証の写し
⑥ Z E H以外の場合：買電契約内容の分かるもの ※長期優良住宅の場合は、添付を要しない。
⑦ 債権者登録申出書
⑧ 振込先の通帳又はキャッシュカードのコピー
⑨ その他知事が必要と認める書類

第 7 交付の決定及び額の確定

- 1 要綱第 9 条第 1 項に定める通知は、補助対象者が法人又は個人事業主の場合、施主に対しても通知するものとする。

第 8 補助金の返還

- 1 要綱第 1 2 条第 1 項に定める期限は、納付書に記載された期日とする。

第 9 処分の制限

- 1 要綱第 1 5 条第 1 項に定める処分制限期間は、1 0 年間とする。

第 1 0 雑則

- 1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 検査済証の交付日が令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの間であるものに対する第 6 第 1 項の規定については、「検査済証の交付後 3 0 日以内若しくは令和 8 年 3 月 3 1 日のいずれか早い日」を「令和 7 年 7 月 3 1 日」と読み替えて適用する。